

保護者のみなさまへ

交通安全に関するお知らせ

高学年になると、自分一人やお友だち同士で自転車に乗るお子さまも増えてきます。目の届かないところで、無理な走行や危険行為をすることがないように、ふだんから十分に気をつけてください。自転車での事故は、被害者になる危険だけでなく、加害者になる可能性もあります。さまざまなケースについて、日常生活の中でお子さまと話し合う機会を持ち、事故を未然に防いでください。

一人で自転車に乗る前に

自転車に乗り始める児童に対しては、まず自転車に一人で安全に乗れるかどうか、次のことを確認しましょう。



自転車の基本ルールが守れるか



低速で、バランスを取って走れるか



両足のつま先が地面につくか

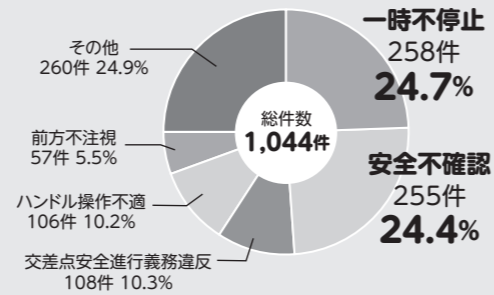


ブレーキできちんと停止できるか

自転車乗用中の事故原因

最も多いのは『一時不停止』です

●小学生の自転車乗用中の違反別交通事故件数(第一当事者)



※警察庁交通局交通統計年報(令和3年)をもとにJA共済連が作成
※件数の割合は小数点第2位以下を四捨五入しています。
※参考データの都合上、7~12歳を小学生としています。

小学生における自転車乗用中の交通事故を違反別で見た場合、最も多いのが**一時不停止**、次いで**安全不確認**です。これら回避するためには、交通状況に応じた正しい交通行動が大切です。一時停止する、しっかりと安全確認するだけでなく、交通シーンに頭があるいは潜在する**危険を早めに予測し、回避行動をとることが重要**であることを指導しましょう。また現在、多くの自治体で自転車保険・共済加入が義務化となっています。実際に小学生が加害者となり、高額な損害賠償金が求められる事例も起きています。万が一に備え、自転車保険・共済には必ず加入しておきましょう。

自転車乗用の加害者リスクについて

車両である自転車が法令違反等により交通事故を起こした場合、自動車等での事故と同様に、さまざまな責任が生じます。「懲役」「禁錮」「罰金」「科料」の処罰を受ける刑事上の責任。そして損害賠償の責任を問われる民事上の責任。さらに事故の相手側をお見舞いするなど、誠意ある謝罪が求められる道義的な責任等があります。これらの責任は、未成年といえども免れることはできません。

判決認容額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

(※)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。出典:一般社団法人 日本損害保険協会ホームページ

子どもたちからのメッセージ

学校で見たDVDの内容を下に書いて、おうちの人に教えてあげましょう

守っているかな? 自転車に乗るときのお約束

いつも見えるところにはってね!

▶ 自転車で歩道を通行するときの注意

自転車は、原則として、車道を通行しなければなりません。13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者や身体の不自由な方が通行する場合などは、歩道通行がみとめられています。ただし、歩道を走る場合は歩行者優先で車道寄りをすぐに止まれる速度で走ります。

歩道でしてはいけないうこと

① 歩いている人に対してベルを鳴らして道をあけてもらう

一度止まるか、自転車からおりておして歩きます。

② スピードを出す

車道でもスピードを出しすぎはいけません。歩道ではすぐに止まれる速度で走ります。

③ 点字ブロックの上やその近くにちゅう車する

自転車をちゅう車するときは決められた場所にちゅう車して、歩行者や車のさまたげにならないようにしましょう。



▶ やっているかな!? 自転車点検

自転車に乗る前に、必ず点検を行いましょう。とくにしっかりチェックする部分は「ぶたはしゃべる」です。

ぶ ブレーキ 前と後ろのブレーキがきちんときくか確かめます。

は ハンドル ハンドルを上から見て、曲がったり、ゆがんだりしていないか確かめます。

た タイヤ タイヤの空気がぬけていないか、タイヤにキズがないか、すり減っていないか。また、スポークの破損やぬげがないか確かめます。

しゃ 車体 ①サドル調整 ②チェーン ③ライト ④反しゃ器材 サドルは乗ったとき、両足のつま先が地面につく高さになります。チェーンがチェーンカバーに当たらないか、ライトはつくか、そして、反しゃ器材がこわれていたり、よごれていないかも確認します。

べ ベル ベルを鳴らし、きちんと音が出ることを確かめます。



~豊かで安心して暮らせる
地域社会づくりを~

JA共済は、皆さまが豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献するため、さまざまな地域貢献活動の一環として交通安全啓発活動に取り組んでおります。HPでは他にも交通安全教育に役立つ情報についてご紹介しております。
<https://social.ja-kyosai.or.jp/content/purpose03/>



自転車に安全に乗ろう

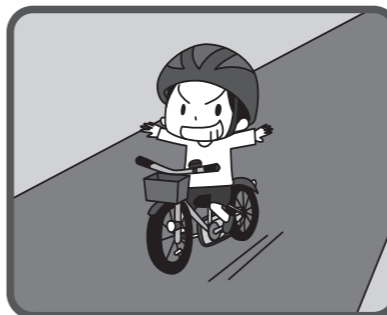
自転車に乗るときは、いろいろなことに気を付けなくてはなりません。交通事故にあわないためにも、自転車の安全な乗り方について学んだことをしっかりおさらいしましょう。

年	組	名前	
---	---	----	--

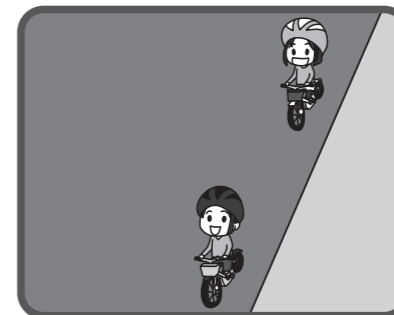
1 「自転車安全利用五則」を覚えよう

- 1 ()が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では()と()を守って、
安全確認
- 3 夜間は()を点灯
- 4 ()は禁止
- 5 ()を着用

2 正しい乗り方には「○」 間ちがっている乗り方には「×」をつけよう!



1. 手放し運転



2. 友だちと走るときは
たて一列になって走る



3. 歩いている人にベルを
鳴らして道をあけてもらう

3 この写真を見て、これから起こる危険^{きけん}を考えてみよう!



- ① _____
- ② _____
- ③ _____

歌とおどりで覚えよう

♪ ✓ ラップで覚える 自転車安全利用五則 ♪♪♪

自転車に乗る5つのルール (自転車に乗る5つのルール)
 車道が原則、歩道は例外 (車道が原則、歩道は例外)
 自転車は左、道路の左 (自転車は左、道路の左)
 歩道はゆっくり歩行者優先 (歩道はゆっくり歩行者優先)
 安全ルールを守ろうよ (安全ルールを守ろうよ)
 お酒はダメ (お酒はダメ)、二人乗り禁止 (二人乗り禁止)、

ならんじゃダメ (ならんじゃダメ)、夜間はライト (夜間はライト)、
 信号守れ (信号守れ)、
 交差点ではいったん止まる (交差点ではストップ!)
 必ず着けるヘルメット (必ず着けるヘルメット)
 *くり返し